

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
ホームページ http://www.enjoy-nagata.jp/

- 戦略企画雇用経済常任委員会(戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 理事
- 議会運営委員会 委員
- 四日市港管理組合 組合議員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

令和4年本会議(5月～6月)から

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案

(1) 定年の引上げ

現行60歳の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とする。尚、現行で65歳定年と定めている「病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師」については、欠員補充が困難である現状をふまえ、70歳の特例定年を設ける。

定年の段階的引き上げ

生年月日	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
S32.4.2 ～S33.4.1	65 再任用											
S33.4.2 ～S34.4.1	64 再任用	65 暫再										
S34.4.2 ～S35.4.1	63 再任用	64 暫再	65 暫再									
S35.4.2 ～S36.4.1	62 再任用	63 暫再	64 暫再	65 暫再								
S36.4.2 ～S37.4.1	61 再任用	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再							
S37.4.2 ～S38.4.1	60 定年退職	61 暫再	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再						
S38.4.2 ～S39.4.1	59	60	61 定年退職	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	58	59	60	61 ★	62 定年退職	63 暫再	64 暫再	65 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	57	58	59	60	61 ★	62 ★	63 定年退職	64 暫再	65 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	56	★ 正規職員か、 定年前再任用短時間勤務職員を選択				61 ★	62 ★	63 ★	64 定年退職	65 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	55					60	61 ★	62 ★	63 ★	64 ★	65 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	54	55	56	57	58	59	60	61 ★	62 ★	63 ★	64 ★	65 定年退職

再任用(再任用制度)  
「60歳定年制度において一旦退職した者を1年以内の任期で採用する制度でフルタイム勤務と短時間勤務があり、更新も可能」

暫再(暫定再任用制度)  
「65歳定年制度への移行期における、再任用制度と同様の仕組み」

(2) 管理監督職務上限年齢制(役職定年制)の導入

管理監督職の職員について、60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職に異動(降任又は降給を伴う転任)する(管理監督職務上限年齢制(役職定年制))。

(3) 定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度の導入

60歳以降で定年前に退職する職員に対し、本人の意向に基づき、短時間勤務の職で再任用する「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。また、現在の再任用制度は廃止するが、定年の段階的な引上げ期間は、定年から65歳までの継続的な勤務を可能とするため、「暫定再任用制度」(再任用制度と同様の仕組み)を措置する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

(1) 給料月額7割措置

60歳に達した日後、最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、7割を支給する。(役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう差額を支給する。)

(2) 退職手当

60歳に達した日以後、退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定する。

職員の高齢者部分休業に関する条例案

(1) 高齢者部分休業の導入

高齢期職員(60歳以上)について、高齢者部分休業制度を導入し、休業する時間に応じて、給与を減額する。

トピックス

「みえ得トラベルクーポン(令和4年度第4弾)」の実施期間の延長

国の県民割支援の実施期間の延長に伴い、7月1日(金)から「みえ得トラベルクーポン(令和4年度第4弾)」を実施していましたが、8月31日(水)まで延長になりました。

制度の概要

(1) 対象者

三重県居住者に加え、11県の居住者が対象となります。  
愛知・岐阜・静岡・滋賀・奈良・和歌山・福井・石川・富山・長野・新潟 ※京都府については調整中です

(2) 実施期間(7月15日以降)

令和4年7月1日(金)から8月31日(水)まで(宿泊の場合は9月1日(木)チェックアウト分まで有効)

(3) 利用条件

当事業の旅行割引の利用は、ワクチン接種証明(3回目接種)または陰性証明(抗原定性検査の結果通知書)等の提示が必要です。

(4) 実施内容

①1人(1泊)あたり旅行代金10,000円以上の場合、旅行代金から5,000円を割引し、みえ得トラベル地域応援クーポンを2,000円配布

②1人(1泊)あたり旅行代金5,000円以上の場合、旅行代金から2,500円を割引し、みえ得トラベル地域応援クーポンを1,000円配布

●①～②に加え県内で連泊した場合、1人1泊につきみえ得トラベル地域応援クーポンを1,000円上乗せして配布(旅行会社窓口での申込限定)。

※同一宿泊施設での連泊だけでなく、複数宿泊施設利用の場合でも、上乗せ配布の対象とします。

(例:7/18はAホテル、7/19はB旅館に宿泊の場合も対象となります。)

その他

(1) 上記実施期間に、三重県居住者が他県の県民割を利用することも可能です。

愛知・岐阜・静岡・滋賀・奈良・和歌山・福井・石川・富山・長野・新潟 ※京都府については調整中です  
※利用に際しては、各県の県民割制度をご確認ください。

(2) 感染拡大により病床使用率が40%を超えた場合等に「みえ得トラベルクーポン」の新規発行の停止等を行う場合があります。

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として「カンデオホテルズ亀山」の運用開始

宿泊療養施設とは、新型コロナウイルス感染症に感染された方のうち、入院治療の必要がない軽症者や無症状者の方を対象に、ご家族やご友人などへ感染を広げないよう、県が用意した施設です。6月1日から、「カンデオホテルズ亀山」1棟全体を借り上げ、亀山市など北勢地域の方を中心に入所いただいています。

施設には、看護師が24時間体制で常駐し、毎日の健康観察や療養中の生活支援を行うとともに、健康相談や必要に応じて医師のオンライン診療が受けられる体制を整備しています。

※県全体の宿泊療養施設(令和4年7月13日時点)

四日市市	四日市シティホテルアネックス	114室
鈴鹿市	非公表	116室
亀山市	カンデオホテルズ亀山	162室
松阪市	非公表	104室
	計4施設	合計 496室

尚、入院治療が必要な方については、令和4年7月13日現在、以下の表のとおり、県内の医療機関457床の新型コロナウイルス感染症用病床で対応しています。

県内の医療機関別の即応病床数(令和4年7月13日時点)

二次医療圏	構想区域	医療機関名	即応病床数	二次医療圏	構想区域	医療機関名	即応病床数
北勢	桑員	桑名市総合医療センター	14	南勢志摩	松阪	松阪中央総合病院	10
		いなべ総合病院	22			済生会松阪総合病院	22
		もりえい病院	2			松阪市民病院	42
		桑名病院	2			松阪計	74
		桑員計	40			伊勢赤十字病院	30
	三泗	市立四日市病院	18		市立伊勢総合病院	23	
		県立総合医療センター	16		県立志摩病院	17	
		四日市羽津医療センター	12		伊勢慶友病院	6	
		菟野厚生病院	6		伊勢志摩計	76	
		三泗計	52		南勢志摩計	150	
	鈴鹿	鈴鹿中央総合病院	16	東紀州	尾鷲総合病院	12	
		鈴鹿回生病院	18		紀南病院	20	
		鈴鹿計	34		東紀州計	32	
	北勢計			126	県合計		
中勢伊賀	津	三重大学医学部附属病院	10	伊賀	岡波総合病院	26	
		三重中央医療センター	38		上野総合市民病院	8	
		三重病院	30		名張市立病院	16	
		県立こころの医療センター	10		信貴山病院分院上野病院	7	
		榑原病院	4		伊賀計	57	
	津計	92	中勢伊賀計			149	

<本資料における留意事項>

○本資料は三重県の病床確保計画、確保病床として位置づけられた病床を有する医療機関を対象としています。

○そのうち、三重県が定める現時点でのフェーズにおいて、県からの要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることとして、三重県の病床確保計画に定められている即応病床数を一覧化したものです。



防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池で、令和3年3月現在136池でしたが、次の選定基準(☆1)に従って調査した結果、令和4年3月現在次の52池になりました。

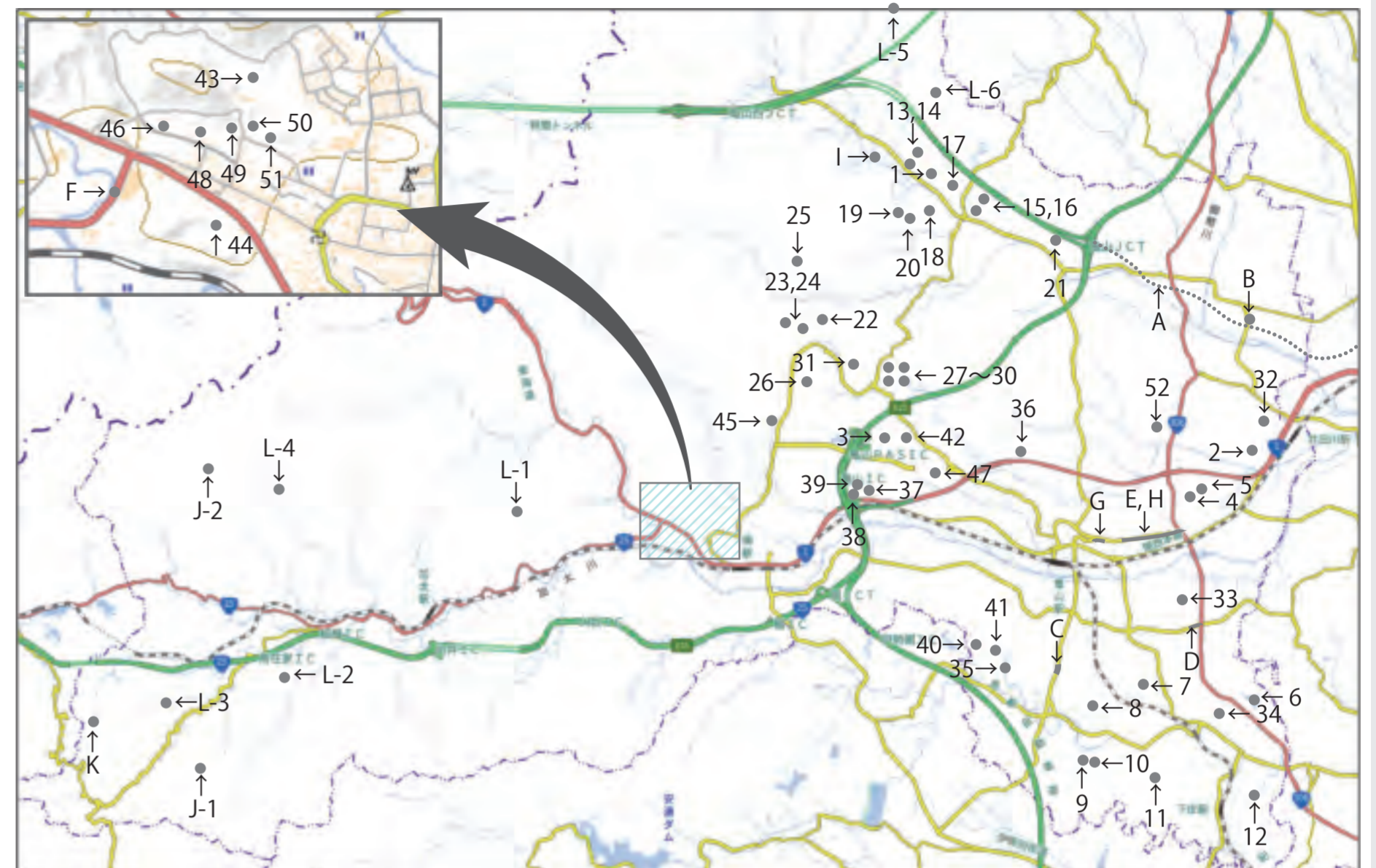
地震の耐性調査は、令和2年度調査済みの6池、令和3年度調査済みの9池と、既に整備済みの長妻池を除く36池の内、本年度は地震耐性調査を10池調査予定です。

尚、豪雨耐性調査と劣化状況調査を令和4年度～令和5年度に実施予定で、本年度は豪雨耐性調査を17池実施予定です。

選定基準(☆1)

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設があるもの
- ②ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量が1,000㎡以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量が5,000㎡以上のもの
- ④上記以外で、ため池の規模、構造地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から都道府県または市長村が特に必要と認めるもの

名称	所在 町名・字名	地震耐性評価 実施時期	名称	所在 町名・字名	地震耐性評価 実施時期
1 お池	両尾町字東端		27 東大谷池2	白木町字東大谷	
2 北谷池	川合町字北谷	R3	28 東大谷池3	白木町字東大谷	
3 太岡寺池	太岡寺町字上野	R3	29 東大谷池5	白木町字東大谷	
4 安場池	和田町字奥安場		30 東大谷池6	白木町字東大谷	
5 和田池	和田町字奥安場		31 中里池5	白木町字中里	
6 北山池	下庄町字北山	R2	32 東谷池(鳶ヶ尾池)	田村町字鳶ヶ尾	
7 間瀬池	中庄町字間瀬	R3	33 樺野池	管内町字樺野	
8 明神池(薬師池)	三寺町字薬師		34 長田池	下庄町字宮之谷	R2
9 京丸池	三寺町字京丸	R2	35 城ノ内池2	安知本町字城ノ内	
10 鹿丸池	三寺町字鹿丸	R2	36 廣茂池	羽若字廣茂	
11 桑原池	中庄町字桑原	R2	37 古池	太岡寺町字菅谷	
12 美泥池	(池)下庄町字ミドロ	R2	38 新池	太岡寺町字菅谷	
13 北垣内池2	安坂山町字北垣内		39 菅谷池	(池)太岡寺町字菅谷	R3
14 北垣内池3	安坂山町字北垣内		40 お安池	楠平尾町字北浦	
15 中平尾池1	両尾町字中平尾		41 宮ノ浦池	安知本町字西山	
16 中平尾池2	両尾町字中平尾		42 から池(道野池)	布気町字上道野	R3
17 東端池	両尾町字東端		43 新池	(池)関町木崎字三日城	R3
18 善造池	両尾町字原尾		44 城山池	関町新所字城山	
19 屋敷池	両尾町字原尾		45 石場池	関町白木一色字石場	
20 重大池	両尾町字原尾6		46 観音山下池	関町新所字西町北	
21 入谷池	辺法寺町字大増	R3	47 長田池	布気町	R3
22 起シ池2	小川町字起シ		48 西町北池	関町新所字西町北	
23 上廣池1	白木町字上廣		49 高利池	関町新所字西町北	
24 上廣池2	白木町字上廣		50 天王池	関町新所字東町北	
25 鐘突田池4	小川町字鐘突田		51 東町北池	関町新所字東町北	
26 上垣内池	白木町字上垣内	R3	52 長妻池	川合町字長妻	整備済



- A. 国道306号(鈴鹿亀山道路改築事業)(鈴鹿市野辺町～亀山市辺法寺町) 鈴鹿亀山道路の建設を進めます。今年は、まず、権利調査等に入ります。
- B. 名越長明寺線交通安全対策事業(田村町) 歩道設計等を行います。
- C. 亀山白山線交通安全対策事業(安知本町) 防護柵を設置します。
- D. 鈴鹿関線交通安全対策事業(管内町～阿野田町) 歩道設計等を行います。
- E. 亀山城跡上野町線(駅前高塚線)交通安全事業(高塚町～上野町) 側溝に蓋を設置します。
- F. 国道25号交通安全事業(関町新所) 道路情報板を更新します。
- G. 東町1地区急傾斜地崩壊対策事業(東町2丁目～東御幸町) 急傾斜地の整備を行います。
- H. 駅前高塚線(亀山城跡上野町線)街路事業(本町1丁目～小下町) 道路の拡幅に向けて調査等を行います。
- I. 安楽川砂防緊急改築工事(安坂山町) 砂防堰堤の設計等を行います。
- J. 保安林改良事業
  - J-1(加太中在家字西暮)
  - J-2(加太板屋字下津谷) 木の調整伐採を行います。
- K. 小規模治山事業(加太中在家字乙ヶ平) 谷止堰堤を修繕します。
- L.(みえ森と緑の県民税)R4 災害緩衝林整備事業
  - L-1(関町市瀬字野々谷)
  - L-2(加太中在家字オシカガ谷)
  - L-3(加太中在家字三ツ合)
  - L-4(加太板屋字西谷)
  - L-5(安坂山町字横尾)
  - L-6(安坂山町字一之谷) 豪雨時等に流出する恐れのある危険木を除去します。
- M. ため池等整備事業
  - ため池耐震調査等を行います。
  - (左のInformation「防災重点農業用ため池」参照)